

2016年4月28日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## インフラ投資法人の 導管性要件 平成28年度税制改正を受けて

### EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/taxalerts](http://www.ey.com/taxalerts)

平成28年度税制改正により、インフラ投資法人の導管性要件が整備されました。インフラ投資法人の導管性要件は、不動産投資法人（Jリート）や証券投資法人と同じものが適用されますが、インフラ投資法人特有の論点も含まれているため、これらを中心に解説します。

### Contents

1. 投資法人の導管性要件
2. 主な導管性要件の解説
3. 個別論点

## 1. 投資法人の導管性要件

導管性要件は「支払配当損金算入要件」とも呼ばれており、投資法人の法人税の計算上、投資主に分配する利益の配当等を損金算入することにより、法人段階で課税されないための要件であり、租税特別措置法第67条の15第1項で規定されています。特定目的会社(TMK)にも導管性要件がありますが、その内容は若干異なります。

導管性要件は、一度でも満たさないとそれ以降永久に導管性(支払配当の損金算入)が認められなくなる「法人要件」と、満たさない事業年度だけ導管性が認められない「適用事業年度要件」の2つに大別され、それぞれ全ての要件を満たす必要があります。

### ① 法人要件

- イ 投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます)第187条の投資法人登録を受けていること
- ロ 次のいずれかに該当するものであること
  - (1) 1億円以上で公募設立したこと
  - (2) その事業年度終了時における投資主の数が50人以上であること、又は全ての投資主が機関投資家であること(2.①において「所有先要件」といいます)
- ハ 投資法人規約において、投資口の発行価額の総額のうち国内で募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨の記載又は記録があること(2.②において「国内50%超募集要件」といいます)
- ニ 会計期間が1年を超えないこと

### ② 適用事業年度要件

- イ 投信法第63条の規定に違反していないこと
  - (1) 資産の運用以外の行為を営業として行わないこと
  - (2) 本店以外の営業所を設け、又は使用人を雇用しないこと
- ロ 資産運用業務を投信法第198条に規定する資産運用会社に委託していること
- ハ 資産保管業務を投信法第208条に規定する資産保管会社に委託していること
- ニ その事業年度終了時において同族会社に該当していないこと(1つの同族グループにより発行済投資口の50%超を保有されていないこと)(2.③において「非同族会社要件」といいます)
- ホ その事業年度に係る配当等の支払額が配当可能利益の90%を超えていること。また、利益超過分配を行っている場合には、その事業年度に係る金銭分配の額が配当可能額の90%を超えていること(2.④において「支払配当要件」といいます)
- ヘ 他の法人(海外不動産保有法人を除く)の発行済株式又は出資の50%以上を保有していないこと(2.⑤において「会社支配禁止要件」といいます)
- ト その事業年度終了時において有する投信法上の特定資産(再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権並びにこれらの資産を運用対象とする匿名組合出資持分を除く)の帳簿価額の合計額が、その時において有する資産の総額の50%を超えていること(2.⑥において「保有資産要件」といいます)
- チ 機関投資家以外の者から借入れを行っていないこと(2.⑦において「借入先要件」といいます)

## 2. 主な導管性要件の解説

### ① 所有先要件

(1)の「公募設立」は、投資法人の設立時の資本を公募(50名以上の投資主を募集)する必要がありますが、投資法人登録ができる保証もなく出資を募ることは実務上困難であるため、過去に事例は1社もありません。したがって、(2)の所有先要件から判定することになります。

- ▶ 期末投資主数が50人未満となる私募リートでは、全ての投資主が機関投資家である必要があります(機関投資家については3.①で説明します)。
- ▶ 上場する場合には、東証の有価証券上場規程により投資主数1,000人以上が求められているため、期末までに上場すればこの要件を満たすことになります。

### ② 国内50%超募集要件

国外募集の割合が高い場合には、投資法人の利益分配額について日本で十分な課税が行われない場合があることを考慮して設けられた規定です。規約に記載する以上、当然その遵守が求められます。当初は新投資口の発行の都度、その50%超を国内で募集する必要がありましたが、平成23年度税制改正により累積ベースで50%超を判定できるようになりました。

- ▶ 制度の趣旨から「国内で募集した」という事実だけでは不十分であり、実際の投資口の割当先が国内投資家又は海外投資家かでカウントすることになります。
- ▶ 外国法人が国内PE(恒久的施設)で投資口を保有する場合、配当や売却益について内国法人と同様の課税が行われることから国内投資家としてカウントされます。
- ▶ この要件は新投資口の発行時で判断されるため、上場投資口が市場で取引された結果、海外投資家による投資口の保有比率が50%以上となることは問題ありません。

### ③ 非同族会社要件

特定目的会社(TMK)とは異なり、投資法人は投資主を広く募ることを想定しているため、この要件が設けられています。当初は「3つの同族グループで50%超」となっておりましたが、各投資主は他の投資主の保有状況を把握できないことから、平成20年度税制改正で「1つの同族グループで50%超」に軽減されました。

- ▶ 同族グループには「議決権の委任」も含まれます。
- ▶ 投資主名簿では同族グループを判断できないため、上場している場合には大量保有報告書を利用して確認することになります。
- ▶ 上場投資口がTOB等で買い占められるとこの要件を満たさなくなる可能性があります。

### ④ 支払配当要件

「90%ルール」とも呼ばれ、最もポピュラーな導管性要件です。

$$\frac{\text{利益配当の額} + \text{利益超過分配金額}}{\text{配当可能利益の額} + \text{利益超過分配金額}} > 90\%$$

- ▶ 判定式の分母である「配当可能利益の額」は、損益計算上の「税引前当期純利益」がベースとなります。また、分子の「利益配当の額」は、税引後の当期利益がベースとなるため、分母と分子の差は「法人税等の税金」であると言えます。
- ▶ 多額の法人税等が発生すると利益配当が減少し、この要件を満たさないリスクがあるため、税会不一致(会計処理と税務処理の不一致)の発生を可能な限り回避する必要がありました。
- ▶ 平成27年度税制改正により、税会不一致に相当する額の利益超過分配を「一時差異等調整引当額」として分配すると、税務上は配当として損金算入されることとなり、上記のリスクが解消されました。
- ▶ なお、一時差異等調整引当額の分配は利益超過分配なので、分配した場合、上記の判定式では分母と分子の両方に加算します。

## ⑤ 会社支配禁止要件

投資法人が、株式又は出資の過半数をもって他の法人をコントロールすることを認めない規定です。

- ▶ 匿名組合や任意組合には法人格がないため、「他の法人」には該当しないようにも読めますが、立法趣旨からは法人格に限定されるものではなく、匿名組合や任意組合への出資もこの要件の対象になると解釈されています。
- ▶ 海外不動産保有法人とは、現地の法令又は慣行により、投資法人が直接不動産を保有できない国(金融庁は現在、米国・インド・インドネシア・中国・ベトナム・マレーシアの6カ国を指定)に限り、投信法で投資法人による過半出資が認められている法人をいいます。

## ⑥ 保有資産要件

この要件は平成26年9月の投信法上の特定資産の追加に合わせて改正されたもので、再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ設備」といいます)及び公共施設等運営権並びにこれらの資産を運用する匿名組合の出資持分を総資産の50%を超えて保有する投資法人には、導管性が認められないことになりました。

これは、これらの資産が、いわゆる導管性が認められる法人のメルクマールの1つであると考えられる「その運用する資産が一般の投資家が資産運用を行えるような種類の資産である」との要件に合致するとは言いえないことによるものです。

$$\frac{\text{期末時の特定資産(注1)の帳簿価額の合計額}}{\text{期末時の総資産の帳簿価額の合計額}} > 50\%$$

(注1)第1号から第10号までの特定資産に限るものとし、第1号特定資産(有価証券)のうち匿名組合契約等に基づく権利及び第8号特定資産にあっては、主として「第1号特定資産のうち匿名組合契約等に基づく権利以外のもの及び第2号から第7号までの特定資産」に対する投資として運用することを約する契約に係るものに限る。

### 【投信法上の特定資産】

投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条

- 第1号 有価証券(注2)
- 第2号 デリバティブ取引に係る権利
- 第3号 不動産
- 第4号 不動産の賃借権
- 第5号 地上権
- 第6号 約束手形(第1号に掲げるものに該当するものを除く)
- 第7号 金銭債権(第1号、第2号、前号及び第10号に掲げるものに該当するものを除く)
- 第8号 当事者の一方が相手方の行う前各号、第11号又は第12号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(第1号に掲げるものに該当するものを除く)
- 第9号 商品先物取引法に規定する商品
- 第10号 商品投資等取引に係る権利
- 第11号 再生可能エネルギー発電設備
- 第12号 公共施設等運営権

(注2)商法第535条に規定する匿名組合契約に基づく権利は、金融商品取引法上の「みなし有価証券」に区分されることから、第8号特定資産ではなく、第1号特定資産である「有価証券」に該当します。

ただし、再エネ設備に関しては、再生可能エネルギーの導入促進といった政策的要請を踏まえ、次の特例措置が設けられています。

#### 【保有資産要件の特例措置】

次の要件を満たす投資法人が平成26年9月3日から平成29年3月31日までの間に取得した再エネ設備及び再エネ設備を運用する匿名組合の出資持分については、再エネ設備の取得の日(複数の取得の場合には最も早い日)から貸付けの用に供した日(複数の貸付けの場合には最も早い日)以後20年を経過した日までの間に終了する事業年度までに限り、保有資産要件の判定式の分子に含めることとされています。

1. 投資口が上場していること
2. 規約に再エネ設備の運用方法(その締結する匿名組合契約等の目的である事業に係る財産に含まれる再エネ設備の運用方法を含む)が賃貸のみである旨の記載があること

#### 【特例措置を受ける際の注意点】

- ▶ 規約に「再エネ設備の運用方法は賃貸のみ」と記載した場合、当然のことながら再エネ設備を賃貸以外の用途に使用することはできません。
- ▶ 同様に、規約に要件2.のカッコ書きを記載した場合、再エネ設備を賃貸以外の方法で運用する匿名組合の出資持分を取得することはできません。
- ▶ 再エネ設備を運用する匿名組合の出資持分を取得する場合、取得までに要件2.のカッコ書きを規約に追加する必要があります。もし規約に記載せずに取得した場合には、自己が保有する再エネ設備も含めて特例措置の適用がなくなります。
- ▶ この結果、匿名組合出資についても直接保有時の取扱いとイコールフットイングとなり、匿名組合は保有する再エネ設備を全てオペレーターに賃貸する必要があります。
- ▶ なお、再エネ設備を運用しない匿名組合(いわゆる「ダブルTKスキーム」)における親SPCの匿名組合など)の出資持分を保有する場合は、この特例措置の対象にはならないので、保有資産要件の分子には含まれません。

#### ⑦ 借入先要件

投資法人は、機関投資家以外の者から借入れを行ってはならないという要件です(機関投資家については3.①で説明します)。投資法人は通常、銀行や信用金庫、保険会社などの金融機関から借入れを行いますが、これらの金融機関は機関投資家に該当するので問題ありません。しかし、投資法人が建設協力金によって建築された物件を取得する場合には、建設協力金の返還方法が賃貸借契約と連動しないときは借入金と認定される可能性があるため注意が必要です。

なお、投資法人債は「借入れ」に該当しないので、引受先に制限はありません。

### 3. 個別論点

#### ① 機関投資家の定義

導管性要件における「機関投資家」は、租税特別措置法施行規則第22条の18の4第1項で定義されており、金融商品取引法で規定する「適格機関投資家」より狭義の税務独自の概念です。証券取引法の時代は、導管性要件でも「適格機関投資家」をそのまま引用していましたが、平成19年に証券取引法が金融商品取引法に改正された際、適格機関投資家の範囲に個人を含めるなど拡大したため、導管性要件においては、証券取引法上の適格機関投資家をベースに「機関投資家」という新たな範囲を新設しました。

投資法人の導管性要件で機関投資家が要件になっているものは、2.①「所有先要件」のうち期末投資主数が50人未満の場合と2.⑦「借入先要件」の2つです。借入先要件については、投資法人は通常、銀行(第4号適格機関投資家)や信用金庫(第7号適格機関投資家)、保険会社(第5号適格機関投資家)などの金融機関から借入れを行い、これらの金融機関は機関投資家にも該当するので問題ありませんが、所有先要件については、私募リートで期末投資主数が50人未満の場合、「適格機関投資家限定私募」で募集するときは、特に第23号イの適格機関投資家については、機関投資家に該当しない場合があるので注意が必要です。次頁の表の通り、金融商品取引法では保有する有価証券が10億円以上あれば届出により適格機関投資家に該当するのに対し、機関投資家の判定ではまず有価証券報告書を提出する(つまり上場している)必要があり、かつ有価証券の残高も100億円以上となっており、非常にハードルが高くなります。

もっとも、インフラ投資法人の場合は、保有資産要件の特例措置の適用を受けるために上場する必要があり、期末投資主数が50人以上になるのでこの問題は生じません。

【主な適格機関投資家と機関投資家の違い】

適格機関投資家 (金融商品取引法)	機関投資家 (租税特別措置法施行規則)
<p>23 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人</p> <p>イ 当該届出を行おうとする日の直近の日における当該法人が保有する有価証券の残高が10億円以上であること</p> <p>□ 当該法人が業務執行組合員等であって、次に掲げる全ての要件に該当すること (以下略)</p>	<p>第23号イの適格機関投資家のうち次に掲げる者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有価証券報告書を提出している者で、第23号の届出を行った日以前の直近に提出した有価証券報告書に記載された当該有価証券報告書に係る事業年度及び当該事業年度の前事業年度の貸借対照表における有価証券の金額及び投資有価証券の金額の合計額が100億円以上であるもの</li> <li>2. 海外年金基金によりその発行済株式の全部を保有されている内国法人</li> <li>3. 第26号適格機関投資家(外国の政府機関等のうち金融庁長官に届出を行った者)によりその発行済株式の全部を保有されている内国法人</li> </ol> <p>(第23号ロは全て対象外)</p>
<p>23の2 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った特定目的会社 (以下略)</p>	<p>(第23号の2は全て対象外)</p>
<p>24 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った個人 (以下略)</p>	<p>(第24号は全て対象外)</p>

② ファイナンス・リース問題

メガソーラーの想定運用期間が約20年間であることから、オペレーターへの賃貸借期間を20年とすると、会計上「ファイナンス・リース取引」に該当する可能性が非常に高くなります。

「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引(ノンキャンセル)で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引(フルペイアウト)をいいます(企業会計基準第13号『リース取引に関する会計基準』第5項)。この場合、資産をその使用可能期間にわたって賃貸借するということは、借手がその資産を所有して使用することと経済的実態が変わらないという理由から、貸手・借手とも、賃貸開始時に資産の売買取引が行われたものとみなして会計処理を行うことが求められます(なお、セール&リースバック取引の場合には、貸手は資産ではなく「リース債権」を取得したものと扱います)。したがって、オペレーターへの再生設備の賃貸がファイナンス・リース取引に該当すると判定された場合には、貸手である投資法人のP/L構造は「リース料収入」と「減価償却費」ではなく、「売上高」と「売上原価」となり、当期利益の計算に影響が出ることが予想されます。さらに、投資法人では減価償却費が計上されないため、現行の投信協会規則では、利益超過分配ができないこととなります。

一般社団法人投資信託協会『インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則』

第43条 クローズド・エンド型の投資法人は、計算期間の末日に算定された減価償却累計額の合計額から前計算期間の末日に計上された減価償却累計額の合計額を控除した額の100分の60に相当する金額を限度として、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行うことができるものとする。

ただし、再生可能エネルギー発電設備に係る減価償却額の内、匿名組合から収受する配当金に当該減価償却額に相当する金額が含まれる場合には、減価償却額の100分の60に相当する金額に加えて、当該配当金額を限度として、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行うことができるものとする。

もっとも、ファイナンス・リースの判定は、賃貸借期間ではなく「解約不能(ノンキャンセル)期間」のリース料総額をもって判定することから、解約不能期間を短くすることによりファイナンス・リースに該当させないことが形式的には可能と考えられます。しかし、一般の不動産賃貸と異なり、再生設備については別のオペレーターが代替できる可能性は低いと考えられるため、その実質で判定される可能性もあります。

### ③ インフラ投資法人の定義

インフラ投資法人とは、投資法人規約において、総資産の2分の1を超える額をインフラ資産等及びインフラ関連資産に対する投資として運用することを目的とする旨を規定している投資法人をいいます(一般社団法人投資信託協会『インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則』第3条)。ここで、「インフラ資産等」とは、インフラ資産(再エネ設備及び公共施設等運営権並びに自主規制委員会が指定する資産)及びインフラ資産に伴う土地建物等や信託受益権等をいい、「インフラ関連資産」とは総資産の2分の1を超える額をインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とする非上場会社の株式や匿名組合等の出資持分をいいます。なお、東証の有価証券上場規程第1505条では「運用資産等の総額に占めるインフラ資産等の額の比率が70%以上となる見込みのあること」が上場の条件となっています。

### ④ 再生可能エネルギー発電設備の定義

再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいいます(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項)。

#### 【メガソーラーにおける区分例】

名称	特定資産の区分	会計上の区分
太陽光発電設備	再生可能エネルギー 発電設備(第11号)	機械及び装置
送電又は電気業用変電設備		機械及び装置
地中電線路		構築物
塔、柱、碍子、送電線、地線及び添架電話線		構築物
管理用建物	不動産(第3号)	建物、建物付属設備
敷地		土地

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊社では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

#### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

##### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

##### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160428

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)